

## B&G 兵庫ジュニア海洋クラブ 会則

### (目的)

第 1 条 このクラブは下記のことを目的とする。

1. 子どもと保護者が、ヨットをとおして自然に親しみシーマンシップを学ぶ。
2. 海洋性及び陸上のスポーツ・レクリエーションの実践活動を通じて、やさしさとたくましさを発揮できる人への育成をめざす。
3. 海事に関する理解を深め、併せて会員相互の親睦をはかる。

### (名称)

第 2 条 このクラブの名称は「B&G 兵庫ジュニア海洋クラブ」とし、兵庫県セーリング連盟におけるジュニア・ユース育成の一環として位置づけ、事務局は兵庫県立海洋体育館におく。

### (事業)

第 3 条 クラブは第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 安全のためセーリング技術の獲得および向上に関する事業。
2. 施設の充実に関する事業。
3. 海洋、陸上スポーツ、レクリエーション事業。
4. B&G 財団が実施する諸行事への参加。
5. クラブ員による親睦事業。
6. その他必要な事業。

### (クラブ員)

第 4 条 この会のクラブ員は次の 4 種とする。

1. 選手会員 (小学生～高校生)

入会にあたって、保護者の責任において選手会員は活動するものとし、原則として、保護者とともに活動に参加する。また、居住地の定めはない。

2. 成人会員

選手の保護者で、選手会員の活動に参加、もしくは協力する。選手会員の保護者は、原則として成人会員として登録するものとする。

3. 家族会員

選手会員の家族とし、保護者の責任のもとに保護者と共に活動に参加する。

4. コーチ会員

成人会員以外で選手の日々の活動に参加、もしくは協力する。理事会が認定の上、登録するものとする。

(会費等)

第 5 条 クラブ費は次の通りとする。

1. 選手会員

(1) 0P 年会費： 72,000 円

ユース年会費： 0P 年間置艇料を除いた費用。ユースの活動に関わる置艇料は実費とする。

(但し、2 人目： 1 人目の 3/4、3 人目： 1 人目の 1/2、4 人目以降： 3 人目と同額)

(2) 保険料、選手登録料 実費

2. 成人会員、家族会員

(1) 保険料、各種登録料 実費

3. コーチ会員

(1) 保険料はクラブ負担を基本とする。各種登録料 実費

4. 納入した会費等は返還しないものとする。

(役員)

第 6 条 本クラブに次の役員をおく。

1. 会長 1 名

2. 理事 理事 7 名以内 (理事長 1 名、会計理事 1 名、企画立案理事 5 名以内)

3. クラブリーダー 0P、ユース 各 1 名

(役員を選任)

第 7 条

1. 本クラブ会長は、兵庫県セーリング連盟理事長とする。

2. 役員は成人会員及びその推薦を受けたものの互選とし、兵庫県セーリング連盟会長の承認を得る。

3. 役員のうち 1 名以上は兵庫県セーリング連盟理事とする。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(指導者)

第 9 条

1. 指導者 成人会員及びコーチ会員が兼ねるものとする。

2. 指導者は、「B&G 海洋性レクリエーション指導員研修会」または、「日本スポーツ協会セーリング指導員」を修了したと同等程度の知識・経験を有していることが望ましい。

(決議機関)

第 1 0 条 総会を毎年 4 月に開催し、以下の内容について決定する。

理事会は、総会決定の範囲内で、事業を執行するにあたり必要となる意思決定を行う。

但し、会長及び理事会は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

1. 事業計画に関する事項。
2. 予算、決算に関する事項。
3. 役員の改選に関する事項。
4. 会則の改正に関する事項。
5. その他必要と認める事項。

(遵守事項)

第 1 1 条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 舟艇、器材等を使用するときは、役員または指導者に連絡した上で使用すること。
2. 役員または指導者の監督のもとに活動を行うこと。
3. 救命具等の着用を行い、常に安全の確保を行うこと。
4. 成人会員、コーチ会員は選手会員の模範となる行動を行うこと。

(会計)

第 1 2 条 クラブの経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 1 3 条 クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(報告)

第 1 4 条

B&G 財団に対して、年間活動計画ならびに活動報告を提出するものとする。

(附則) この会則は 1 9 9 6 年 1 1 月 1 7 日から施行する

(附則) 2 0 0 1 年 4 月 8 日 改正

(附則) 2 0 0 2 年 4 月 7 日 改正

(附則) 2 0 0 5 年 4 月 3 日 改正

(附則) 2 0 0 6 年 4 月 2 日 改正

(附則) 2 0 0 7 年 4 月 1 日 改正

(附則) 2 0 1 1 年 4 月 3 日 改正

(附則) 2 0 1 8 年 4 月 1 日 改正

(附則) 2 0 2 1 年 1 2 月 2 日 改正

(附則) 2 0 2 3 年 1 月 3 0 日 改正